

福島県教育委員会令和6年12月定例会会議抄録

1 開催日時	令和6年12月20日（金）午後1時から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 高橋理里子委員、2番 正木好男委員（オンライン出席）、 3番 吉津健三委員、4番 平塚康晴委員、5番 横田純子委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時、教育長から12月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、横田委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 理事兼政策監提出理由説明	<p>教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、令和6年度第7号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第2号については、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第3号については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第4号については、福島県立美術館運営協議会の委員を任命するもの。</p> <p>議案第5号及び議案第6号については、福島県いじめ問題対策委員会臨時委員の任命について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、損害賠償請求事件に係る和解について報告するもの。</p> <p>協議事項については、令和8年度に開校する県立学校の校名案について協議するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第6号、報告第1号から報告第2号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第1号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第2号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和6年11月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>

議案第4号	福島県立美術館運営協議会委員の任命について（議案第4号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第5号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第6号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第6号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(9) 報告審議 報告第1号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
報告第2号	和解について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 協議事項	令和8年4月開校の県立学校について（協議事項）、県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(11) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和7年1月17日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(12) 閉会	午後1時31分、教育長から閉会が告げられた。